

りそな年金研究所

# 企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金における2017年改正の財政運営基準とその振り返りについて .....	P1
【コラム】継続投資教育の努力義務化について .....	P7

## 確定給付企業年金における2017年改正の財政運営基準と その振り返りについて

### 1. はじめに

2016（平成28）年12月14日、確定給付企業年金（DB）制度における掛金拠出の弾力化（リスク対応掛金）および柔軟で弾力的な給付設計（リスク分担型企業年金）を柱とした政省令・告示・通知等が公布・発出され、2017（平成29）年1月1日に施行されました。

施行後3年以上が経過し、改正後の政省令に基づく財政決算を行うDBの割合が高まってきましたが、今回は改正後の財政運営（以下、「**新基準**」と言います。）について、まずは、従来の財政運営（以下、「**従来基準**」と言います。）との相違点等を再確認し、改正の影響について振り返りたいと思います。そして、掛金拠出の弾力化のための重要な要素である財政悪化リスク相当額について、詳細を確認します。

### 2. 新基準と従来基準

財政決算では継続基準、非継続基準並びに積立超過の財政検証を行います。新基準では、継続基準において年金資産と比較する**責任準備金**の算出方法が以下のように変更されました。（以下ではリスク分担型企業年金以外のDBを想定しています。）

#### <従来基準>

$$\text{責任準備金} = \text{数理債務} - \text{特別掛金収入現価} - \text{特例掛金収入現価}$$

#### <新基準>

$$\begin{aligned} \text{責任準備金} = & \text{財政悪化リスク相当額} + \text{数理債務} - \text{特別掛金収入現価} \\ & - \text{特例掛金収入現価} - \text{リスク対応掛金収入現価} - \text{追加拠出可能額現価} \end{aligned}$$

従来基準での責任準備金は将来の給付に必要な額を基準とした定義でしたが、新基準では将来の給付に加え、将来想定される財政上のリスクを考慮し、新たに「**財政悪化リスク相当額**」、「**リスク対応掛金収入現価**」、「**追加拠出可能額現価**」の以下3つが責任準備金の定義に組み込まれました。

#### 【財政悪化リスク相当額】

通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額  
詳細は下記「4. 財政悪化リスク相当額について」をご覧ください。

#### 【リスク対応掛金収入現価】

財政悪化リスク相当額に係る掛金の額の収入現価

**【追加拠出可能額現価】**

財政悪化リスク相当額 + 数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価  
 - リスク対応掛金収入現価 - 数理上資産額 + 別途積立金 + 承継事業所償却積立金  
 ただし、負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額

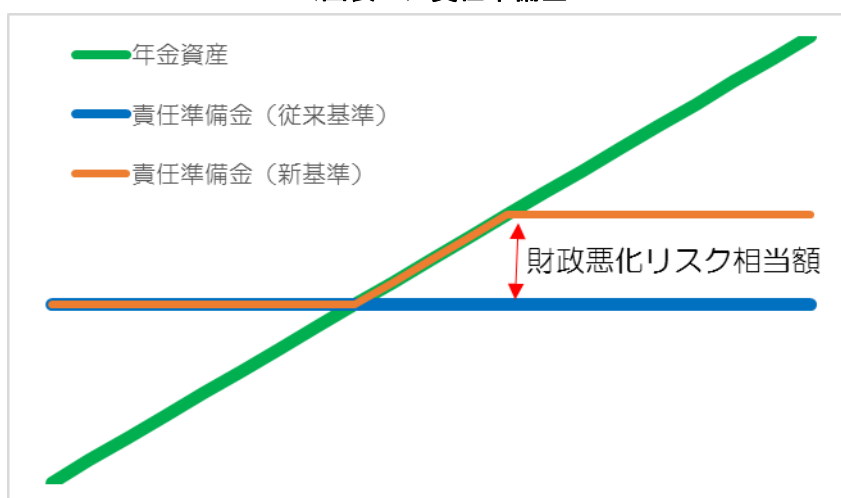
算式上とても長く複雑に感じますが、ポイントは追加拠出可能額現価の定義が途中まで責任準備金の定義と同じであるため、一定の条件下では責任準備金を算出する過程で多くの項目が打ち消し合い、年金資産（数理上資産額）に関連する項目だけが残る点です。従来基準における責任準備金は年金資産とは独立なものでしたが、新基準では**年金資産に応じて変化**します。年金資産の値によっては、新基準の責任準備金のほうが従来基準の責任準備金よりも大きくなり、継続基準の積立比率は低くなるケースがあります。リスク対応掛金を設定した場合には逆に従来基準の責任準備金よりも小さくなるケースもあります。また、財政悪化リスク相当額までの剰余は財政均衡とみなされるため、財政決算において、**剰余金が発生しにく**くなりました。追加拠出可能額現価の値に応じて、責任準備金を整理すると図表1のようになります。

**<図表1>追加拠出可能額現価と責任準備金**

追加拠出可能額現価	責任準備金
零	財政悪化リスク相当額 + 数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価
零より大きく、 財政悪化リスク相当額より小さい	数理上資産額 - 別途積立金 - 承継事業所償却積立金
財政悪化リスク相当額	数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

別途積立金や承継事業所償却積立金がなく、リスク対応掛金を設定していない場合、新基準及び従来基準の責任準備金は図表2のような関係です。

**<図表2>責任準備金**



新基準及び従来基準の財政検証項目をまとめると図表3の通りです。

＜図表3＞財政検証項目

従来基準		新基準
純資産額と責任準備金の比較 ここで 責任準備金 ＝数理債務 －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価	継続基準	純資産額と責任準備金の比較 ここで 責任準備金 ＝財政悪化リスク相当額 ＋数理債務 －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価 －リスク対応掛金収入現価 －追加抛出可能額現価
純資産額と最低積立基準額の比較	非継続基準	従来基準と同じ
数理上資産額と積立上限額の比較	積立超過	従来基準と同じ

### 3. 数値例

新基準における財政再計算直後の財政決算について、具体的な数値例を確認していきましょう。

#### ◆ケースⅠ（リスク対応掛金なし、運用好調）

財政再計算時にリスク対応掛金を設定せず、特別掛金のみを1年後から抛出するように設定したケースを考えます。その後1年間の運用が好調で年金資産が400増加した場合、他の数値が財政再計算時と同じであれば、財政決算時に剰余金も不足金も発生しません（財政均衡の状態）。その代わりに、追加抛出可能額現価が400減少しています。また、従来基準では500と計算されていた責任準備金が新基準では900になっています。数理債務に変化はないにもかかわらず責任準備金が増加しており、年金資産と連動する様子が見えます。

＜t年度末財政再計算＞

追加抛出可能額現価 400	財政悪化リスク相当額 400
特別掛金収入現価 200	数理債務 700
年金資産 700	
	別途積立金 200

(責任準備金 = 500)

＜t + 1年度末財政決算＞

特別掛金収入現価 200	財政悪化リスク相当額 400
年金資産 1,100	数理債務 700
	別途積立金 200

(責任準備金 = 900)

→  
年金資産  
+400

◆ケースⅡ（リスク対応掛金あり、運用好調）

ケースⅠにおいて、財政再計算時にリスク対応掛金も1年後から拠出するように設定したケースを考えます。年金資産が400増加し、ほかの数値が財政再計算時と同じであれば、剰余金が200発生します。

< t 年度末財政再計算 >

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 400
リスク対応掛金収入現価 200	数理債務 700
特別掛金収入現価 200	
年金資産 700	別途積立金 200

(責任準備金 = 500)

< t + 1 年度末財政決算 >

リスク対応掛金収入現価 200	財政悪化リスク相当額 400
特別掛金収入現価 200	数理債務 700
年金資産 1,100	
	別途積立金 200
	当年度剰余金 200

(責任準備金 = 700)

→  
年金資産  
+400

◆ケースⅢ（リスク対応掛金なし、運用不調）

ケースⅠにおいて、1年間の運用が不調で年金資産が400減少するケースを考えます。他の数値に変化がなければ、財政決算時の継続基準は0.6 (=年金資産300 ÷ 責任準備金500) となるため、特別掛金の見直しが必要になります。

< t 年度末財政再計算 >

追加拠出可能額現価 400	財政悪化リスク相当額 400
特別掛金収入現価 200	数理債務 700
年金資産 700	
	別途積立金 200

(責任準備金 = 500)

< t + 1 年度末財政決算 >

追加拠出可能額現価 400	財政悪化リスク相当額 400
特別掛金収入現価 200	数理債務 700
年金資産 300	
当年度不足金 400	別途積立金 200

(責任準備金 = 500)

→  
年金資産  
▲400

◆ケースⅣ（リスク対応掛金あり、運用不調）

ケースⅢにおいて、財政再計算時にリスク対応掛金も1年後から拠出するように設定したケースを考えます。先ほどと同様に年金資産が400減少した場合でも、財政決算時の継続基準は1.0 (=年金資産300 ÷ 責任準備金300) となるため、特別掛金の見直しは不要です。

< t 年度末財政再計算 >

追加抛出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 400
リスク対応掛金収入現価 200	
特別掛金収入現価 200	数理債務 700
年金資産 700	
	別途積立金 200

(責任準備金 = 500)

< t + 1 年度末財政決算 >

追加抛出可能額現価 400	財政悪化リスク相当額 400
リスク対応掛金収入現価 200	
特別掛金収入現価 200	数理債務 700
年金資産 300	
当年度不足金 200	別途積立金 200

(責任準備金 = 300)

→  
年金資産  
▲400

#### 4. 財政悪化リスク相当額について

財政悪化リスク相当額は、20年に1回の頻度で生じると想定されるリスクに耐えうる額として算定する額であり、告示に定められた一定の方法により算定する標準算定方法と、DBの個別の実情に応じた算定を行う特別算定方法のいずれかの方法により算定します。年金資産に占めるその他の資産の割合が20%以上であるDB（リスク分担型企業年金を除く）は、特別算定方法により算定しなければなりません。特別算定方法による財政悪化リスク相当額の算定方法については、公益社団法人日本年金数理人会が公表する「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」において例示されておりますが、詳細な前提等を省略し、平易に表現すると図表4のような方法で価格変動リスクと負債変動リスクを算定し、その合計とするというものになります。価格変動リスクとは、年金資産の運用結果により積立金の額が変動することで、積立不足が生じるリスクであり、負債変動リスクとは、予定利率等の基礎率の変動に伴い債務が変動することで、積立不足が生じるリスクです。なお、負債変動リスクを考慮するかどうかは任意です。

<図表4> 価格変動リスクと負債変動リスクの主な算定方法

価格変動リスク	負債変動リスク
① その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産のいずれか（またはその組み合わせ）に振り分け、標準算定方法に準じて算定する方法	① 20年に1回の頻度で発生すると予想される変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の数理債務の差額を算定する方法
② その他の資産の全部または一部にリスク係数を定め、標準算定方法に準じて算定する方法	② 20年に1回の頻度で発生すると予想される数理債務の変動を見込む方法
③ 資産全体に一つのリスク係数を定め算定する方法	③ 財政決算時に発生する差損を見込む方法

※リスク係数対象資産：国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、一般勘定、短期資産  
その他の資産：リスク係数対象資産以外の資産

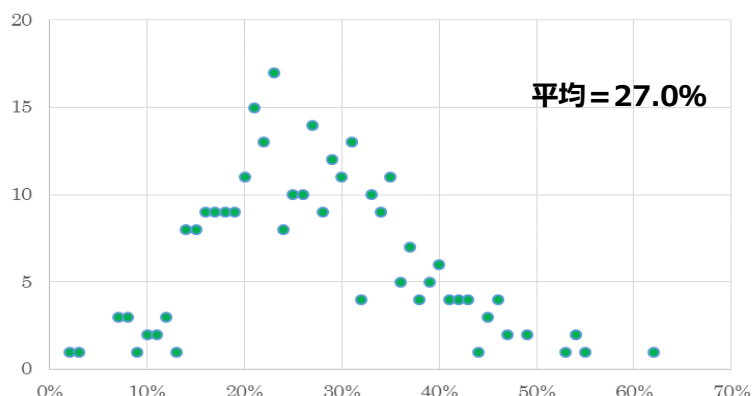
#### 5. 統計

ここでは、財政悪化リスク相当額が実際にどの程度の規模の額で、金融危機の影響に耐えうる額であったかを確認します。

弊社が総幹事のお客さまで、2019年に新基準で財政決算を行ったDBについて、従来基準の責任準

備金（＝数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）に対する財政悪化リスク相当額の割合は図表5の通りです。（財政悪化リスク相当額が0のDBを除く。）

＜図表5＞財政悪化リスク相当額の割合

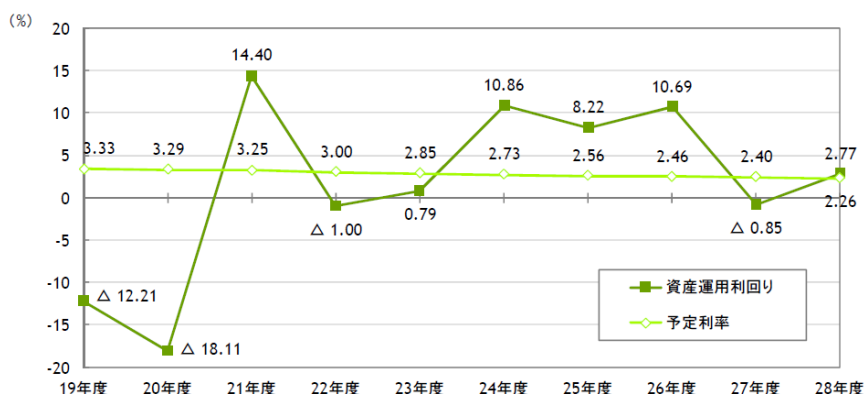


※縦軸：件数

横軸：財政悪化リスク相当額÷従来基準の責任準備金（＝数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）

多くのDBで、財政悪化リスク相当額は従来基準における責任準備金の約2～3割となっていることがわかりました。次に、この水準がどの程度のものなのかを確認するために、過去にあった運用環境悪化時における運用利回りの推移をグラフにしたものが図表6です。

＜図表6＞基金型DBにおける運用利回りと予定利率の推移



（出所）りそな銀行『企業年金ノート 2017年12月号（No. 596）』

リーマン・ショックが起こった2007（平成19）年度、2008（平成20）年度の2年間で、およそマイナス28%の運用結果でした。当時から予定利率の引き下げとあわせて運用リスクを引き下げたお客さまが多いと考えられますが、（図表5）で財政悪化リスク相当額の水準が平均27%であることから概ね実態に近いと考えられます。

## 6. 財政運営の今後

財政悪化リスク相当額は、通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額でした。繰返しになりますが、これは20年に1回の頻度で生じると想定されるリスクに耐えうる額として算定します。特に価格変動リスクについては、**ブラックマンデー**（1987年）や**リーマン・ショック**（2008年）のような金融危機を想定されていると考えられます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う資産価格の急落は、まさに財政悪化リスク相当額が想定すべき財政運営上のリスクであると言えます。

前節で確認した通り、財政悪化リスク相当額に対応する年金資産を余分に保有することで、金融危機により年金資産が減少した場合の追加の掛金の発生を抑制することができると考えられます。一方で、リスク対応掛金を拠出していたとしても、その拠出が完了していないケースが大半である現状においては、3.

数値例のケースⅣのように追加の掛金の発生は抑制出来たととしても、現行のリスク対応掛金を拠出し続けなければならない、事業主における掛け金負担の軽減という観点では十分に効果は発揮できていません。当局には、今般の資産価格の急落による年金財政への影響を分析し、必要であればリスク対応掛金の拠出条件を緩和する等、より柔軟な財政運営を検討することが求められるのではないのでしょうか。

(年金業務部 年金信託室 干井 順三)

## りそなコラム

### 継続投資教育の努力義務化について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第66号）の一部が2018年5月1日より施行され、継続投資教育が配慮義務から努力義務となり企業型DCを実施する事業主の責務の重みが増しました。

今回のコラムのテーマは、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の改正点のうち「継続投資教育」に関する某信託銀行のDC新任担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：営業店の法人取引先担当から、異動で新たにDC（確定拠出年金）制度担当になりましたので専門知識を高めようと勉強をしています。前任者から引継いだ資料を確認していたら、2018年5月1日付確定拠出年金法の改正で継続投資教育が努力義務となったとの内容を読みました。

B課長：それは、継続投資教育が配慮義務から努力義務になり、事業主の投資教育に対する責務が重くなったとの内容ですが、どうしてそのような法改正が行われたか、その背景を知っていますか。

Aさん：将来の公的年金の給付水準が相対的に減少する傾向もあり、事業主に公的年金の補完としてDC制度の加入者の年金額を増やすことを目的に責務が重くなったということですか。

B課長：少し、違いますね。つまり、少子高齢化の進展により、将来、公的年金だけでは老後の生活資金が不足するかもしれないので、自助努力で老後の生活資金を確保していくことが必要なことに変わりはありません。もう少し詳しく言うと、DC制度は、加入者自身が投資信託や預金等の運用商品にて運用し、その運用結果に応じた資産を年金や一時金として老後に受取る制度であり、運用を行うための知識が必要となります。そのため、事業主は、制度加入時の導入投資教育（従来より努力義務）に加えて、加入者が加入後においても資産運用について十分理解できるように、必要かつ適切な投資教育を行う努力義務が課されたということです。ところで、DC実施企業の事業主が、投資教育にどのように取り組んでいるか現状を聞いたことがありますか。

Aさん：私が、営業店でX社を担当し、新規にDC制度を発足する時には、運営管理機関から講師を招き投資教育を実施されていました。確か、翌年、新入社員が入社されたときには、新規加入時に配布する、導入時のスターターキット（プラン概要や運用商品に関する情報などが記載された書類）を配布し、X社の人事課長自らが内容の説明をされていました。

B課長：既存の加入者には、どのように継続投資教育を行っておられたのですか。

Aさん：どうされていたのかあまり把握できていなかったです。他のDC実施企業は、どのようにされているのでしょうか。

B課長：運営管理機関に講師の派遣要請があり、毎年、継続投資教育を行っている企業もあります。しかし、時間的あるいは物理的な側面で難しさもあり、セミナー形式で継続投資教育を実施できない企業もあるでしょう。

一方、運営管理機関の中には、企業のDC担当で継続投資教育を実施してもらえるようにDC実施企業の担当者向けにセミナーを開催したり、加入者専用サイトにDCの運用に必要な情報を継続的に提供して、継続投資教育として活用するようにDC実施企業担当者に促しているところもあるようです。

Aさん：継続投資教育の一環として、サイト内の資料をDC実施企業の担当者が、加入者に配布すると

いうことですね。

B 課長：それも、継続投資教育の一つの方法です。しかし、なかなか加入者に浸透していないのも事実です。モニタリングレポートの報告書を検証すれば、加入者サイトの利用率がまだまだ低い上に、スイッチング（商品間の預替え）を行う加入者も少なく、制度への関心が高いとはいえません。また、若い世代で元本確保型の商品の投資比率が高い傾向があるようで、長期的には元本保証がない投資信託での運用を促す必要性を常に感じています。

A さん：当社以外の運営管理機関のDC実施企業も、同様の傾向があるのですか。

B 課長：そのようですね。又、DC制度の加入者であっても、加入している制度を知らなかったり、加入者サイトや取引状況の案内で資産残高を確認したことのない方が結構いるそうですよ。

A さん：DCへの関心を高めるために、加入者サイトへのログイン件数を増やすことも効果がありそうですね。

B 課長：そうですね。DCの加入者に関心をもってもらうために、当社は随時、動画で学べるEラーニングを加入者のWebサイトに新しく掲載し、運用の基礎を学んだり、投資教育の復習にも使えるようになっていきます。

また、毎月の掛金を複数の資産に分散しながら長期にわたり投資することの大切さを改めて認識してもらえる内容になっていることは知っているよね。

A さん：はい。確認のため私ももう一度Eラーニングを視聴しておきます。

また、Eラーニング形式の動画をパソコンやスマートフォンで、視聴してもらえる加入者を増やすような方策を考えてみます。

B 課長：まずは、対象となるDC実施企業に働き掛けて、加入者にEラーニングを受講してもらうことを考えてみましょう。

A さん：そうですね。加入者サイトにログインする加入者が増え、運用の基礎について理解が深まり、投資への興味が高まれば、将来の年金受取額を増やそうと投資信託への資産配分比率も増えていくのではないのでしょうか。

B 課長：確かY社の総務課長は、社員のためにDC制度を新たに立ちあげたのに、加入者の投資に対する関心が低く、定期預金のみで運用する加入者が多く、一方で加入者サイトのログイン率も、スイッチングの件数も少なく、加入者の将来の年金受取額が増えないのではと心配されていましたから、来週、一緒に訪問してみましようか。

A さん：是非、宜しくお願ひします。ところで、事業主が継続投資教育を実施しなくても罰則はないようですが、DC実施企業が継続投資教育を実施しているかどうかを、行政から報告を求められたりするのでしょうか。

B 課長：DC実施企業は、年に1回、「企業型年金に係る業務報告書」を厚生労働大臣に提出しています。この報告書の書式に、「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況」欄が追加され、「①導入時の投資教育」及び「②導入後の継続投資教育の実施有無および実施頻度」を報告するように書式が変更になったのですよ。

A さん：そのために、継続投資教育に関する相談が増えてきたのですね。

B 課長：「企業型年金に係る業務報告書」の書式変更を通して、事業主の継続投資教育の努力義務化の背景やDC加入者の運用の知識向上に対するDC実施企業や運営管理機関の取組について理解を深めていただくため、近日中にお客様にご案内しましょう。

A さん：承知しました。今日、教えていただいた内容をもう一度、復習してお客様へのご案内文書を作成したいと思います。

(年金業務部 確定拠出年金室 岡本 雅由)

企業年金ノート 2020(令和2)年5月号 No.625

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所  
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1  
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>  
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>